

議 事 録		作 成 日	令和8年7月7日（火）
		作 成 者	市民環境部 税務・国保課
会 議 名	第5回宮津市宿泊税検討委員会		
開催日時	令和8年7月6日（月） 19:00～20:45	開催場所	宮津市防災拠点施設2階会議室
出席委員等	田中 治：大阪府立大学 名誉教授 川勝 健志：京都府立大学 教授 井上 悦幸：一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社天橋立地域本部 本部長 幾世 英磨：宮津天橋立観光旅館協同組合 理事長 井上 真哉：簡易宿所経営者 棕平 智博：宮津商工会議所 専務理事 寺内貴美子：株式会社JTB京都中央支店 観光開発プロデューサー 亀井 泰成：宮津市自治連合協議会 副会長 黒岡 芳子：宮津市地域女性の会 会長 山本 茂樹：京都府総務部理事（オブザーバー）		

内 容
1 挨拶 ・田中委員長から開会に当たっての挨拶 2 議題 委員長） 第4回の委員会から本日の第5回までの間で一定の時の経過がありまして、その間にはまたこれからご報告があると思いますが、事務局におかれましては、宿泊事業者の個別訪問や説明といったそういう点で、随分ご苦勞をおかけしたことになります。それで本日の会議というのは、基本的には2つの性格があらうかと思ってます。1つは、要するに第4回から第5回、本日に至るまでの一連の事実経過と言いますか、その確認の上で、その内容に関してのご質問とかがあれば、それについて事務局からお話をお願いしたいと思います。これが1点です。2つ目が本日の基本的な議題になると思いますが、第4回までの今までの委員会の内容と、そして宿泊事業者等への個別訪問だとか、あるいは説明等を踏まえた上での本日の段階での、現時点でこの宿泊税の導入について、どのような段階と言いますか、どのような時点になっているかということの確認の上で、さらに、その宿泊税の内容等について、もっと議論を深めていく必要のある点について、少し委員の先生方から色んなご意見を賜りたいというふうに考えております。そういう意味で大きく、今申し上げましたような2つの内容の会議ということで、今日一応9時までを予定しておりますし、そういうような意味で長丁場になろうかと思いますが、そういう点で先生方の積極的なご意見、ご発言をお願いしたいというふうに考えております。 ・事務局から説明 （第5回宮津市宿泊税検討委員会の開催に当たって） <説明内容> ○第4回までの概要等

○個別訪問・説明の主な意見

○第5回における確認事項

・事務局から説明

(資料2「第5回検討委員会資料」)

<説明内容>

○これまでの会議の振り返り

○宿泊事業者個別説明の結果について

○第2期観光戦略を踏まえた観光財源の使途について

○新たな観光財源について

○負担のあり方について(免税点、課税免除等)

委員長) まずこのA3 でまとめていただいているのは、非常に一覧性という点で非常にいいと思います。上中下とあって、上段の方は、要するに第4回までの議論がどういうものだったのかということでもまとめていただいて、中段部分については、宿泊事業所等への個別の訪問とか説明をして、そしてあるいはアンケート等に応じて、どのような要望があるかということについてまとめていただいている。そして、下段については、今日のこの会議で検討ないし確認をお願いしたいことという点で整理をしていただいているので、大きく一番議論をしていただきたいのは、一番最後の項目になりますけども、いわばその前提といいですか、特にこの令和8年2月から6月の間に、各種事業者の方からの色んな要望やあるいはご意見等について、少しこういう格好で整理をしていただいているし、今日もより詳しく説明があった中段部分について、何かご質問等があれば、まずそれをお伺いした方がいかなと思ってますが、いかがでしょうか。現時点で特になければ今日の検討をしていく中で、こういう点について事業者はどう言っているのかということについての再度の確認ということも、それも可能かというふうに思いますので、とりあえず、本日のこの委員会で検討すべきテーマについて、少しご意見等を頂戴できればというふうに思ってます。このA3の一番最後の部分で、大きく言ったら3つに分けて整理していただけてますけども、1つは、要するに第2期観光戦略を踏まえて、この宿泊税をどのような事業、あるいはどういう使い道に充てるのかということで、これを第2期観光戦略との間で整合的なものにする。あるいは、宿泊事業者等の要望等も十分それに落とし込んで、こういうようなものでどうかということで、先ほど説明を頂戴したところでですけども、この部分について委員としてのご意見やご要望や感想とか、こういうものを頂戴したいというのがまず1点目です。この議論をした上で、そういう方向性で基本的にもし仮にいいということになった場合には、今度はこのA3の一番下の段の一番右端の部分でどのような制度設計をしていくか、つまりどういう負担構造をしていったらいいのかということで、税率やあるいは免税点の話とか、あるいは課税免除の話とか、こういう点で、色んな意見、要望が少し分かれてるところについてどういうふうに考えるのかというこの大きく2つの点について、できれば順番に議論をしていったらいいと思いますけども、必要に応じて行ったり来たりするということもあるかもしれないと思ってます。そういう意味で、まずこの宮津市にとって、今、観光戦略というものを踏まえた形でどのような事業や、あるいはどういうような使い道があり得るかということで、今日改めて、第2期観光戦略との関係でこういうふうに提案されていることについて、ご意見、ご質問、あるいはご感想、何なりと頂戴できればというふうに思っております。一応これについても、できれば一通り委員の先生方からご意見、ご要望等を頂戴できればというふうに思ってますので、よろしくお願いいたします。

委員) ちょっと最初から長くご説明がありましたんで、ちょっと頭の中で整理できてないんですが、その前段として、以前から、我々の業界でもなかなか情報が行き渡らないということもあって、そういう中で説明会もしていただいて、その中で各事業者をちゃんと 1 軒 1 軒回って下さいという話があり、回っていただいたということだと思っんですね。その結果というのが先ほどからちょっと説明が早かったのであれなんですが、基本的には、何ページになるんですかね。そのあたりのまとめはあったんですかね。なので、基本的にももちろん意見が違ふ、皆さん一緒になることはないんですが、基本皆さん賛成方向のお話だったということでもいいのか、その辺りの宮津市さん回られたところでの話をちょっとお聞きしたかったんですけども、それがどうだったのかなというところですね。

事務局) 回らしていただいた中では、賛成でも反対でもないという方が多分一番多かったのかなと思っております。本当に賛成と反対と言った方は少数だったという認識でおります。

委員) そのあたりね、前回というか以前から、我々の業界の、宿泊税とられる業界の簡易宿所も含めて、そういうところが徴収義務者になってしまうというところで、その意見をちゃんと聞いていただきたいということで、お願いがあったと思っんですね。なので、そのあたりの評価が曖昧ではなかなか話が進まないのかなというところがあったので、宮津市さんとしてどのような結果だったのかというのが今、ほぼ皆さんどちらでもいい、わからないみたいな感じということでいいですかね。

事務局) 宿泊事業者の個別説明につきましては、全体 130 ぐらいの事業者を対象に、その説明の希望があった事業者のみ回らせていただきまして、それが 32 事業者ございました。そのうち明確に反対と言われた方はですね、5 事業者以内ぐらいでした。賛成と言われた方も、それぐらい同程度です。後の皆様につきましては、条件つきで賛成であるという方が多くございまして、他にも希望する事業を自分たちにとってためになることであったらやって欲しいというご意見がかなりございました。そのような感触でございました。

委員) ちょっと我々業界としてはそこが一番重要なところであったので、そういうご意見があったということであるならば、議論を進めていく意味もあるのかなというふうに思いますし、それを踏まえて、今先生がおっしゃった議案というと、どういった話になるんですか。

委員長) 要するに、この第 2 期観光戦略を作った上で、こういうような事業、こういうような使い方をしましょうということが、少なくとも第 4 回までの委員会での話よりはもう少し具体的になってるというふうに私は理解してるので、そういう点で、この A3 の表で言うと、一番下の段の左側で 3 つの点でまとめられてるこういう内容に関連して、特にご意見とかご質問とか、ご感想とかというのがもしあればお願いしたいということです。

委員) これに関して言えば、本当に本地域が今後必要となってくるようなことが全部書かれてるなというのはもうすごく感じます。取組みをしていかないといけないけれども今までお金がなくてなかなかできなかったというところで、この宿泊税が導入されてその予算ができれば、今までできてなかったことができていくというところではもう非常に色々な全体的に地域に関してもそうですし、網羅されてるんじゃないかなというふうに思っています。

委員) 昨年、第4回まで新幹線みたいな感じであっという間に4回まで行きましたけれども、その間、今日までちょっと各駅停車で、各事業者さんに回っていただいて、この間の説明をしていただいたということでありありがとうございます。その中で、なかなか理解をしていただけないところもあるのかもわかりませんが、とりあえず、目標に向かって、最終的には落としどころまで脱線することなく、電車で例えると、まだ走り続けているのかなというふうに思っております。私徴収義務者ではありませんけれども、立場上、この宮津天橋立に来ていただくために、やっぱり広告宣伝をする立場として、とにかく新たな財源を確保していかなければいけないということで、本当にこの宿泊税は大切なことかなというふうに思います。その代わりやっぱり慎重に作り上げていかなければならない面も重々わかっておりますし、先般、天橋立に熊が出たというお話がありまして、ああいったことですごく天橋立がちょっと有名になっちゃって、お客さんが減るのかなって思ったら逆に、何故かその反動でお客様ちょっと増えたような感じがあって、砂浜にも1週間ほど足跡が残ってたので、その足跡の写真を撮りに来られるお客様もたくさんおられたということで、ただ、本来そういったことでこの地を盛り上げるのではなくて、やはりある程度財源をしっかり確保して、広告宣伝、お客様に知らせていくってということが一番重要だと思っておりますので、そういったことも含めて、やはり宿泊税は、そういったことにも使われるべきかなというふうに思っております。また、とりあえず日帰りではなくて、宿泊推進ということで、やはりナイトコンテンツを充実ということも含めて、我々としてもボランティアではありますけれども、ナイトコンテンツに対してのそういう取組みも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

委員) 今回からこの委員会に参加するということで、十分内容を押さえきれていない部分もあるかもしれませんが、今回、これまでの事業者さん、また市民の方々の声を受けて、観光財源がどういうふうに使われているのかわからないといったところに今回戦略的にまとめられて、細かな、具体的な事業が指定されてきたということで、少しわかりやすくなったんじゃないかなというふうに思っております。事務局側に一点お伺いしたいのは、この資料をもって、説明にも行っておられると思うんですけど、こちらの方に向けてのこの事業関係についてのご意見とかがあったらご紹介いただきたいと思います。

事務局) お渡しをさせていただいた事業案につきましては、基本的にはあくまでも案というふうな形でご案内をさせていただきました。多く関心事があるとすれば、やはり2次交通等の事業に対する興味というふうなところのご意見が多かったと感じております。ただし地域それぞれの部分で、また違うご意見があったかというふうなことについては、それも一つの事実かと思っておりますので、観光戦略でも掲げております観光インフラの部分については、多くの方、特にどちらでもこういうふうなことをやってくれば、宿泊税導入もよしというふうなことの中の、観光インフラというのは大変大きかったなというふうに考えております。

委員) 一部の地域への事業とならないようにというような意見もあったかと思うんですけど、今回示された事業等は幅広く影響するといえますか、活用できるような内容もあったと思いますので、良かったんじゃないかなというふうに思っております。

委員) ちょっと初めての出席なんでよくここまでまとめてはるなという気がするんですけど、確かに人口も減ってますし、世間で聞くのは、城崎の方で泊まって、ここでは通過という格好が多いんでね、何とか泊まらな過ぎせんというかな、そういう事業なり、観光する場

所があったら、もうちょっとうまいこといくかなと思いますので。全体的にはよくまとめてあって初めて出させてもらってるんで意見まではないですけどね。常日頃感じてるのはやっぱりもうちょっと宮津でないといけないこと、よそに負けん何かとかねそういう柱を立てて、どうしてもここでやっぱり時間を過ごしてもらおうような、何か施策ができればいいなというふうに思います。

委員) 私消費者の立場としてでないとちょっとわかりませんけども、私が旅行にいったらすると、私が行ったところは宿泊税 300 円です。でもほとんどで、誰も 300 円高いとか、そういう方は 1 人もいらっしゃいません。それと、そういうの取り出したからかもしれないけども、例えば、朝食を別に頼むんだったら 500 円追加。朝食チケット持っていくんですけど、そんなときにバイキングする。そして、私も初めてだったんだけど、それからちょっと私たち勉強会に行って帰ってきたら、まだその食堂が空いてて、朝食のパンとか、色んなソフトクリーム類とか、自由に食べていただけると。それと 2 泊するときは同じ部屋を使うんですけども、同じ部屋を使ったらお掃除する人がいないから、まだこの中から食べ物を選んでください、好きなものをどうぞ、そういうサービスをされてるんで、これはもう北海道だけじゃない他でもありましたし、今頃はこういうことされてるのかなと思いつつ、1 年に 1 回、私たちも研修会で町を見に行くんで、色々勉強させてもらうけど、宿泊税 200 円出して泊まる人は、そんなに嫌だよという反響はないと思います。

委員) 説明を聞かせていただきまして、まずはこの第 2 期観光戦略の件ですかね、こちらについては、様々な視点からよく考えられた戦略かなというふうに思っています。これは実際、細かく実行していくためにどうするべきかということをしっかりこの後考えていただければ、よいことができるんじゃないかなというふうな認識をさせていただきました。それとですね、委員からもあったように、この説明会の反応というのは一番気になったんですけど、今お聞きする中でいうと、特に反対意見も少なく、賛成意見も少ないという状況だったと聞きました。それがどの程度納得していただけてるのかっていうのは少し気になるところではあるんですけども、説明をしに行く方々の意識として、どういう形で説明に行かれたのかなというのも気になってるところなんですけど。基本的には、単に説明だけするんじゃないくて、やっぱりより納得していただくための説明というのが必要だったんじゃないかなと。この個別説明の場でないとなかなかそういう機会がないと思うので。その辺がどういう認識でいかれたのかなというところです。基本的にはこれまでの議論を 4 回やってますので、特に大きな意見がないですし、僕自身も納得はしてます。ただ単にあとは関係する方々のハレーションが起きないようにしていただくのが一番大事なかなと思います。

委員) 本日までの経過についてご説明いただきましてありがとうございます。使途についてはこの戦略をもとに、使途を明確化していくということは賛成ですし、推進の大きな方向性が示されて非常によいかなと思います。第 2 期観光戦略の中でも、重点的にデータに基づくマーケティングをしていくというような記載もございますけれども、地域の事業者へのヒアリングの中で、日々接しておられるお客様のお困りのお声をお聞きされていると思いますが、観光客の課題をこの機会に改めて調査いただいて、何に実際困っておられるのか、どう改善すれば日帰りから宿泊地に転換できるのかという点を観光客の方にもヒアリングされてみるのもいいのかなというふうには思います。観光戦略の推進チームの皆様で認識合わせをいただいて、前向きに使途について議論していただける議論の場を活発に実施していくっていうのはいいかなというふうに思いますし、個別訪問の中でのご意見

にもあったかもしれませんがけれども、その用途をお支払いいただいたお客様に明確にお示しして、宮津の観光を応援していただくような取組みをするということが一番重要なことというふうに思っております。

委員) ちょっと確認なんですが、今日ご説明をお伺いしている限りでは、この宿泊税の導入の是非ということではなくて、もはやどのように設計するかということを中心にご議論していくというスタンスでよろしいんでしょうかということを確認したかったです。私の認識っていうか理解ですけれども、事務局のご説明では、明確に賛成、反対というスタンスを示された方は非常にわずかで、どちらでもないという方が大勢であったということは、条件付きで賛成というふうな方が多かったっていうふうに、私は解釈したんですけれども、それであれば、もうその導入の是非というところを、これ以上あまり議論する必要はなくて、むしろ、どんな制度設計をすることが皆にとっていいのかっていうところに軸足を置いていったらいいのかなっていうふうにちょっと思ったんですけど、この認識でよろしかったでしょうか。

事務局) 大体、事業者周りに私も参加させていただきまして、先ほど申し上げましたとおり、明確に、もう何が何でも反対と言われた方は数人いらっしゃいました。ただ、もうほとんどの方が、導入されるということに対してはあまり抵抗がなくて、それをするによって我々にこういったメリットがあるのかとか、こういった事業をしてくれるならば協力するとかという事業者の方が、多分に多かったという認識でございます。

委員長) ■委員のご質問に関して、今の事務局からの説明を聞いたときの印象は、やはり条件付賛成ということで、どういう制度設計をするのか、どういう内容によるかによるんだということもそういう意識の方が、結構強いかなと思って。強いて言うならば、仮に宿泊税を作るとすると、どのような内容のものを作るかという、こういうような議論をしていくということについては、特に絶対反対というほどでもないというような認識なので、まずとりあえずそうですねワンセットで、一応こういう方向で考えてはどうかということで、制度設計も含めて、ある程度具体的に詰めれるところまで詰めるということは、それは十分可能かなというふうに私は理解をしてるというのが今の状況です。

委員) どちらにしても、どこまでいっても満場一致っていうのはなかなか難しいかなっていうふうに思いますので、今の委員長からもご説明ありましたように、仮に宿泊税を導入するとするならば、どういう方向性がありうるのかっていうそういうスタンスで議論すればよいというふうにちょっと理解しましたので、基本的には宿泊事業者さんもおそらく中身次第で、もう少しスタンスが明確になるんだなっていうふうに思いますんで、その方向性で意見を述べさせていただきたいと思いますが、もう1点だけ確認ですけれども、当然宿泊税を導入するとなりますと、宿泊事業者さんに相応のご負担をお願いするっていうことになりますので、宿泊事業者さんの賛成、ご協力が無いといけないということで、アンケート、それから場合によっては個別訪問して、そういうふうに変更してということでやられたので、それ自体は大変意義のあることだったんですが、これまでに市民の皆さんのご意見っていうのは、何らかの形でお聞きになられましたかね。

事務局) 観光地もしくは観光戦略に伴う市民アンケートにつきましては、資料 3-4 にまとめさせていただいてるアンケートをとらせていただいております。第2期観光戦略においても、これからますます市民及び観光者に対して満足度をあげていかないといけない。それ

と、KPIに基づく満足度調査というふうなところについては、目標として掲げておりますので、これからもう少し、観光戦略もしくは宿泊税等新たな税に伴う市民の方の意見というふうなことも、具体的に、ますます聞いていかないといけないというふうな方向性で今考えております。

委員) これを見る限りでは市民の方々の満場一致というわけではないですが前向きな意見が多いと理解しました。その上でちょっと意見を述べさせていただきます。第2期観光戦略の関係ということなんですけれども、A3資料の下段のところに着目しまして、内容そのものは何の問題もないと思いますが、この3つ掲げられているビジョンの中で、宿泊税との関係では大事だと思ったのが、②の日帰りから宿泊へというところですね。この委員会でも論点になっていたと思うんですが、やはり宮津市さんを訪れる皆さんが、やはり日帰り客が多いということにもかかわらず、なぜ宿泊という宿泊される方に限定して課税するのかっていうことがこれまでに論点になっていた。これは実は宮津市さんに限らず、他の団体でもあるわけなんですけど、ただそこが何か整合しないんじゃないかという議論よりも、宮津市さんとして、これからの観光戦略を日帰り客が多いという現状に対して、もっと宿泊を伴う観光を促していこうと、まちづくりとしてそれでいこうという、そういう大きな方向性を示されているということがすごく大事ですし、今回宿泊税という形で、仮にそのご負担を宿泊者に求めるのであれば、できるだけこの方向性を実現していけるような財源として積極活用していくということが、結果として、このような課税の仕方に整合し、つまり、これからのビジョンと合う形で、宿泊税を活用していくっていうことを明確に打ち出したっていうことがとても大事なことになるのかなと思います。なぜ宿泊客だけ課税するのというよりは、宿泊客をもっと増やして、宿泊を伴う観光を楽しんでもらいましょうっていうそっちの方を強調するような議論の方が、私はまちづくりとしては大事なのかなと思います。それからもう1点大事なことは、先ほどちょっと市民さんがどのようなご意見をお持ちですかっていうことを確認したことに関係するんですけども、やはり観光客が目に見える形で、しかも、従来の観光客とは違う属性の方もかなり増えてきているとお伺いしておりますので、この中で、当然、その多様なニーズに答えていくような観光基盤の強化っていうのが③に掲げられていることも本当に大事なことだなというふうに思っていますが、すでにごみの問題であるとか、景観の問題、あるいは交通のこういったところに影響が始めている。あるいはこれからもっと出るんじゃないかというふうなことを、町の中でも体感されているような状況であるというふうにちょっと聞いているんですけども、やはりこれまちづくりとして、観光に取り組んでいくということであるならば、宿泊事業者さんはもちろんですけども、観光事業者さんに限らず、一般市民の方も含めて、町を上げて盛り上げていくということが大事になってくると思うんですが、そのためにはやはり市民の皆さんの生活にネガティブな影響が出ないように、観光客を本当の意味で、喜んで受け入れるっていうような状況になっていかないと、①にあるような量から質へっていうところにもなかなか繋がっていかないというふうに思いましたので、宿泊税の活用の方向性ということに関しては、やはりこの市民生活との調和っていうことが非常に大事だと思います。ただちょっと言葉の綾みたいなものなんですけど、この資料の一番下の矢印を引っ張っているところに、市民生活との調和にもつながると書いてあるところがちょっと気になりまして。第4回までの概要、上段のところをいくと、観光と市民生活が調和したまちづくりを進めると表現されている。何が言いたいかっていうと、下段のところは、市民生活との調和が二次的な位置付けになっている。私としては、市民生活と調和するっていうこと自体を観光振興に繋がっていくっていうふうに考えているんで、そうなってくると副次的に市民生活との調和にも繋がるっていうふうな表現は、ちょっとその位

置付けとしてあまりよろしくないのかなっていうふうに思いました。最後申し上げたいことは、今申し上げた全てのことに関わることなんですが、観光まちづくりっていうのを推進していくために、宿泊税というのが一つ財源として位置付けられるっていうことを考えた時に、そのプロセスでやっぱり自治力を高めていくっていうのがすごく大事なので、やはり事業者様も勿論ですけれども、市民の皆さんとの協力、それが長い目で見たら、町の自治力を高めていくような形で活用されていくっていうことが大事なのかなっていうふうに思います。

オブザーバー) 前4回目のところで色々と意見があって、一度立ちどまって、事業者さんを含め説明会を持たれているということなんですけど、アンケートの結果とか、例えば第3回目の提示資料の昨年度の調査結果と、今年度調査された結果とどう変わって、どういうふうに分析されているのか、けっこう違うのかなという気もしているんですけど。第4回まで議論をしていたままの方向性でもいいのか、個別訪問等を含めて実施した中で、それを変えたほうがいいのかどうかっていうのを含めて事務局がどう考えているのか教えていただきたいんですけども、いかがですか。

事務局) 第4回までで、この場でご議論いただきました方向性というものを持って、個別の事業者説明をさせていただきまして、先ほどもちょっと言及させていただきましたけれども、概ねの事業者につきましては、必要な事業であったり、課税の要件であったり、こうすることであればおおむね良と、宿泊税の導入については認めるというようなご意向であったのかなというふうに考えております。免税点のところはまだ決まってませんが、現時点回らせていただいたその感触で言いますと、免税点以外は、概ね前回までの方向性でいいのかなというふうに考えております。

オブザーバー) 例えば53ページの課税免除では、徴収しない方がよいというのがはるかに多いんですけども、わからない、何ともいえないをどう捉えるのかっていうのがあるんですが、このアンケート調査を見ていけば、何か課税免除した方がいいんじゃないかなという意向があるのかなとも思えるんですけど、その点についてはいかがですか。

事務局) 56ページのまとめた部分で、本日特にご議論いただきたいということを赤字で示させていただいておるんですけども、ちょっとその赤字で示させていただいる訳につきましては、免税点についてはまだ今から方向性を定めていただくということと、課税免除については、ご指摘の通り、ちょっと方向性とは違う部分がありましたのでこの部分については、重点的にご議論いただきたいなというふうに考えております。

委員) 第2期観光戦略ということで、改めてお示しいただいたことを受けて、資料2の7ページの財政需要の推計額は変わるのか変わらないのか。

事務局) まずは4回目までの議論で新たな観光財源が必要かというこの委員会でお世話になった検討目的、そして今後、先ほど委員からもございましたが、具体的に、宮津市としてどういう実施する必要な取組みがあるかということに関しては、さらに、そういう必要性とか具体的なご意見も含めて、個別の訪問の中で、より具体的な意見をいただいたのかなというふうに捉えています。その上で観光戦略のほうは、これまで4回目まで申してた

ところを、その議論と並行して作っておった部分がございますが、大きな方向性は、これまで 4 回まで議論をしていただいたところと大きく変わらないのかなというふうに思っております。そして具体的に、あくまで取組み例として示させていただきましたが、それに関しましては今委員がおっしゃいました 7 ページのところが大きく 3 つに再分解されて、整え直してるというふうに事務局としては思っておりますので、一定のこの必要な額でありますとか、大きな取組みの方向性というのは、改めて観光戦略で大きく 3 つに整理をさせていただいてますが、大きく変わってないのかなというふうに思っております。

委員) 今日時点で明確にお答えいただく必要はないと思うんですけども、仮にですけれども、改めて、新たな第 2 期観光戦略を踏まえて推計し直した時に、2 億円という推計金額が変わった時に税率が変わってしまわないのか。

委員長) 私もその点は少し、注意が必要だったと思ったのは、要するに 40 ページから 42 ページまでの具体的な取組み例として示した事柄を、ざっと概算で累積すると 2 億円というこの数字になるという、こういう理解でよろしいですか。大雑把な言い方と言うと、そういうような形で、トータルの財源と、そして個別の具体的な取組みというのをそういう格好で、できるだけ合理的に結びつけようとして検討していますというそういうことになるということではよろしいでしょうか。

事務局) 委員長の仰せのとおりでございます。こちらとしてはそういうふうに考えてございます。

委員長) その上で、今、一応一通りお話を願ったのですけども、あと追加的に何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

委員) ちょっと途中で話さしてもらおうかと思ってるんですけど、一応個別訪問したところの話をちょっと重点的にされておりまして、我々の旅館組合の中にももちろん反対の方が何名かおられて、どっちでもないというような意見の方を含めた 6 施設ぐらい、32 施設中 6・7 施設で、残りの 25 施設に関しては賛成であるというお話を伺ってるので、さっきのお話を聞くとわからない人ばかりというふうな話になってるんですが、一応ちょっとそういうところを入れてちゃんと出していただいたほうがいいんじゃないかなと思ひまして。直接行って話した分の話ですずっと話が進んでしまうので。なので、その部分も入ってないまま議論が進んでるなと思ってちょっと気になってたので。

委員長) いずれにしても最初の報告書を書く段階では、やはりそれなりに相対的にいいですか、それなりに多数が、基本的にはこういう考え方を支持していただいているというのは、ある程度は、数字はともかく、ある程度そこは示したほうがいいんじゃないかな。やっぱりそういうのがあるからこそ、こういうような報告書のこういうような方向性っていうか提言になるみたいなそういうことになり得るので、そこは基本的な方向性に関しては明確に賛成する人が多いということは、明示するのはそれはそれで必要なとも思います。それは、そういうようなことで注意をしていただく。少し後半の方で、これは少し技術的な問題になって、しかも絶対制度としてこういうのを作らないといけないというような、正解が本当にどこまであるかっていうのは非常に悩ましいところがありますけども、どういう制度を作るのかということに関連して、少しご意見、ご要望等があれば、少しご意見等頂

戴願えればと思ってます。今までの制度設計の議論としては、56 ページのこういう方向で、少なくとも今まで第 4 回までは議論があったけども、しかしそれ以降の個別訪問等の色んな意見等も踏まえて、免税点と課税免除については、少し色んな意見があり得るということで、少しその点についてご意見を頂戴したいということになろうかと思います。その際ちょっと念のために確認なんですけども、仮に宿泊税の導入を考える際に、入湯税のことをどう考えるのかという点に関しては、少なくとも、要するに入湯税の方を原則としてさわるというようなことはしません。つまり、入湯税もちゃんとそれをいただきますと、こういうような話ですと進んできてると思うんですが、とはいえ、今の宮津市の入湯税については 15 歳未満については徴収しませんということが一つと、もう一つの特徴は、修学旅行生からは徴収しませんという、こういうのが制度として作って、もうすでにあるわけですね。これは別に、地方税法という法律にそんなものがあるわけではなくって、宮津市が独自に考えてこういうふうに作っている。結局問題になるのは、宿泊税と入湯税の特徴というのは、それぞれ別個であっていいのか。別々だったらややこしいし、説明も難しいから、要するにどっちかにせんなん。つまり、宿泊税が今の入湯税のように合わせて考えるのか、もう一つ逆に、入湯税の例外措置を全部外して、原則的にもう 15 歳未満からももらいますとか、あるいは修学旅行生からももらいますっていうようなことにするのかというその制度の統一とか一貫性をどう見るのかっていうのが実はこの議論の背後にはやっぱりあるんだろうなと思うんですね。その辺りはちょっとすぐにこの委員会で、ああこうだと行かないところがあるので、その辺りはちょっと制度設計で、やっぱり宮津市の歴史とか、やっぱり色んな考え方が当然おありなんで、そこは少し慎重に検討願うということをお前提にした上で、少し今日の段階で、免税点とか、あるいは課税免除についてこういうふう考えるんだみたいなことを中心に、少しご意見等があればお伺いできればというふうに思ってます。

委員) これに関してはちょっと情報量が少なすぎると思うので、例えば身近で言えば京都市はどうなってるのか、同じような市町、人口のところがどうなってるのかとか、という情報をいただけた方がありがたい。大きい町と小さい町また取組みも違うでしょうし、観光地とそうでない、有名観光地とそうでないところであったりとか、色んなパターンがあると思いますので、そういったものを一覧にさせていただいて、そういうものを見ながら、検討するというのならわかるんですが、今この状況で、どちらか答えろというのは非常に難しい話かなと思いますんで。ちょっと今、課税要件の話ばかりになってるんですが、結局、我々の宿泊業界がですね、もしこれが導入された場合にもやっぱり徴収義務者になるわけであって、その時に一番問題になる、ここにも右下にも書いていただけてるんですけど、特別徴収として特別徴収交付金制度を設け宿泊事業者の負担を考慮と書いてあるんですが、以前からこれお話ししているように、皆さん聞き取りのところに書いてありましたが、やっぱり、今人手不足だったりとかそういう中で負担ばかりかけられてっていうところにやっぱり不満があると思うんですよね。だから、そういう中でしっかりこのフォローできるような金額であったり、制度設計であったりというものが、我々の業界からしたら、こっちも重要なことなんですが、同様の様に議題にのせていただきたいぐらいの案件でありますので、ここに関してもしっかりと、ちょっと次回から結構ですので、何%を宿泊事業者さんに還元できる仕組みであったりとか、現金で集めるのが大変やとか色んな意見も出てたと思うんで、そこを他の地域がどういう解決策を持ってるのかとか、そういうところも調べていただいて、できるだけ宿泊事業者が負担を感じないようなやり方っていうんですかね。その部分に関しても、本来議論が、この部分と同じような議論が必要だと思いますんで、ちょっと話が変わりましたが、この案件もそうですし、宿泊事業者

にとって、できるだけ負担がないような仕組みづくりに関しても、同様に議論をさせていただけたらありがたいなというふうに思っております。

委員長) 今入湯税についての特別徴収業務を負ってる人と、新規に仮に宿泊税を導入した場合に、重なり具合がどうなっているとかね、あるいは入湯税は関係ないが宿泊税のみの方とかこういうグループがあるので、そのあたりのなんか基礎的な資料は、やっぱりあった方がいいのでっていうようなことで、少しちょっとそのあたりのある種のシミュレーションみたいなものをご用意いただいた方が、議論としてはしやすいのかなと思いますし、
委員のおっしゃる通りかなと私も思ってますので、そのあたりは事務局の方でお願いしたい。

委員) 先ほど委員がおっしゃられましたように、現時点で、宿泊税導入をしている場所が増えているということで、これから色んな各地区の方向性とかやり方とかわかってくると思うんです。そういったことを、準備というか、もう一度精査していただいて、その中で宮津市はどういった方向性がいいのかっていうのを、お示しいただいた方がいいのかなというふうに思います。ただ、あまりゆっくりはできない話なので、色々とお手数かけますがよろしくお願ひしたいと思います。宿泊税の免除のことなんですけれども、先ほど先生おっしゃられました入湯税は免除があるというふうに聞いております。その中でそれに合わせるのかって言うと、ちょっとまた趣旨の違うところも出てくると思うので、その辺も含めてちょっと考えていかなければならないかなというふうに思いました。

委員) 課税免除、免税点についてなんですけども、資料の方に、53 ページとか、50 ページにアンケートの結果がのっておる通り、やっぱりわからないとか何とも言えないという方々が、非常にまだ多いところ。ここはですね、やはり、しっかりと理解をしてもらって、宿泊事業者の方々に理解を求める必要があるだろうなと。というのはやはり、実際に徴収していただかなければならないということと、それから先ほど入湯税の重複の関係ですと、一方の説明と一方の説明がまた違うと、非常に宿泊事業者さんが大変になってくると思うので、委員長言われた通り、長期のシミュレーションとかも含めて、そういったものをもとに議論を深めたほうがいいのかなというふうに思っております。

委員) 単純にシンプルな方にしてもらわないと。一緒にしたほうがはるかにやりやすいし、理解しやすい。

委員) やっぱり、宿泊税のことではあるんだけど、宿泊をされるお客さん、それをどうしたら増やせるか、それを考えないと私はいけないんじゃないかなと思います。昔、今こう思うと宿泊客が多かったのは、やっぱり海水浴に行かれた。素晴らしい白砂青松といわれるその橋立の海で、親子がみんな泳いだりとか、すごくみえてたんですね。これをいつの間にか徐々に徐々にお客が全くないような感じになったのは、やっぱり地域の方のご努力が足りなかったんじゃないかな。よそでも海水浴は、流行ってるとこは流行ってますからね。そしたら、本当に民宿も色んなところで、泊まるお客さんが多かったんじゃないかと思うんですね。商売してる方がみんな一丸となって、なぜ本当にお客がいなくなったか、そういうことをやっぱりこれから考えていかないと、本当にあかんようになる。どんなすばらしい橋立でも、やっぱり自分たちで努力していかないと、お客は泊まらないと思います。それは切にお願いしたい。ちょっとグループで、夜皆で行こうかって電話したら、いや、うち6時までしかやってないんです。夜は皆やってない。それではねえ、いかなも

んかと思います。色々と要望されますけど、やっぱりその町、7時なんか真っ黒けというようなことでは、泊まるにも楽しくない。私はそう感じます。きついことに言って申し訳ないです。宿泊税と、ほんまに入湯税は一緒にされた方がややこしくないかなって感じはしますけども、私は、宿泊税は、全国ほとんど、これからとっていかれるんじゃないかと思うから、宮津もとっていく方向でいいんじゃないかと思います。

委員)　　まずは1回目の時から話をしてるんですけど、情報としてお聞かせいただきたいのが、今、自動チェックインのところとかも増えてると思うんですけども、そういったところがどのように徴収するのかっていうのが疑問点がありまして、あとは予約サイトを經由で予約されて、チェックインはもう自動でされているとなると、予約サイトの値段自体を宿泊税をプラスした値段に設定するか、もしくはちょっとたまに聞くのが自腹で払うしかないねって言われる方もいらっしゃるみたいなんですよね。その辺がどのようにできてるのかっていうところを聞かせていただきたいなと思います。免税点について、その修学旅行というものもありましたし、もう1つがビジネス客だっていうのがありましたけど、ビジネス客を判別するのって、それは相当難しいんだろうなというふうに思ってます。この修学旅行も基本的には、大手の旅行会社から修学旅行ですというふうに申告があったところのみっていう形になるのかなと思ってますけれども、その辺はどういうふうにされてるのか。■委員からもありましたように、徴収する側への還元が多分あるんですよね。例えば、これはもう僕はどうかかわかんないんですけど、免税点なんぼ以下だったら徴収しないみたいな話もありましたけれども、それはあくまでも一律で例えば200円として手数料で差をつけるということは難しいんですかね。その辺も法的に不可能ですってことなんかもわからないですけど、もしくは、そういったことも必要ないってことかもわからないですけど、人手も少ないなかでやられているところへの配慮があってもよいのかなと思います。またその辺も教えていただけたらと思います。

委員)　　まず、免税点については、前回までの議論では徴収される宿泊事業者様のオペレーションの複雑さから設けない方がいいのではってというような議論だったというふうに理解してるんですけども、ただし課税免除について、わかりやすくという判断でいくと、仮に入湯税の課税免除と、同条件の方が分かりやすいという意見が多くなるのではないかなというふうに思っております。仮に入湯税と同条件にした場合は、宮津市でどの程度の数字のインパクトがあるのか、数字のシミュレーションもあってもいいのかなと思いますし、事業者ヒアリングでわからないと答えた方に対して、考えやすい情報を提供することが一番大事なかなというふうに思っております。ちなみに旅行会社の立場としましては、日々、学校様に正対しているグループの営業担当者にヒアリングをしてみたんですけども、宿泊税を導入している地域としていない地域で、方面の選択であったり、宿泊施設の選択に影響があるかどうかということに関しては、特段そういう意見は出ていないってようなことだったんですけども、これは個人的な意見という可能性も大きいので、この部分に関しては、地域の状況も確認していただいたほうがいいのかなというふうに思います。

委員)　　課税免除に関しましては、純粋に税のとりわけ公平性・中立性という立場に立てば、やはり免除っていうのは、あるいは免税点というのは、無いほうがいいのはいいです。この人には課税するけどこの人には課税しないっていうのは、基本的に税の観点からは認められないというふうに私は考えますけれども、ただ、そこをまず出発点として、例えば徴税コストですね。それがとてもかかってしまうという、その対象をすべての人に含めるこ

とによって、徴税コストがすごくかかってしまうっていうときには、やはり、そこを割り切って免税点を設けるっていうのが、一般的な課税の考え方なのかなというふうに思います。ただもう 1 つ、そのことに関わって大事なことは、この人には課税するけどこの人には課税しないって言ったときに、今度は、この宿泊税で言うところの宿泊事業者さん、つまり徴税を担ってくださる皆さんにとって、また集めるのがよりコストがかかってしまう問題が出るんじゃないかと。もちろんある程度の修学旅行客みたいな感じで、団体のお客さんっていうことであれば、そこまで大きなテーマでないかもしれないんですけども、結局こういう制度をより複雑にすることによる徴税のコストっていうのはやっぱり高まってしまうんで、要するにこれ実務がちゃんと成立しなければいけないんで、その問題がどうなのかっていうことで決まってくるのではないかなっていうふうに思いました。ただ一方で、厳密に言うと、入湯税っていうのは法定の目的税でして、宿泊税の場合は法定外目的税。今のところ想定されてるのは目的税だと思うんですけど、その違いっていうことに関して少し言及をしておく、ある程度入湯税については、全国的に法で定められた枠の中でやってください。だから使途はこれにしか使えませんよっていうのが、どの団体でもですね、ある程度決まってる。それに対して、宿泊税に関しては、例えば使途は市の判断、それぞれの団体の判断で、こういうものに使いますよっていうことが決められる。つまり課税自主権がかなり法定外の方が、裁量が大きいというふうに考えられますので、もし宿泊税を入湯税とは別に、より地域の実情に応じた形で活用していくっていうスタンスに立つのであれば、やや制度としては複雑になるし、徴税義務を負ってくださる宿泊事業者さんには負担になるけれども、市の政策判断として、例えば修学旅行で来られる生徒さんには免除しますっていう判断もあり得るというふうに思いました。いずれにしても、この税の公平性の議論から始めましたけれども、皆さんがちょっと最終的に判断する材料として、今ちょっと私が幾つか挙げさせていただいたことを考慮する必要があるのかなっていうふうに思います。

オブザーバー) 19 ページ 20 ページで、税率なり免税点、課税免除について整理をされて、それにのっとって4回目の議論をしたと思うんですけども、やはりその事業主さんに説明した時に判断できるような資料を説明する必要があるんで、基本的にはわかりやすく、19 ページにありますけれども、宿泊事業者、宿泊者のわかりやすさっていうのがあるんですけども、一方で観光財源として一定規模を確保する、観光戦略を新たに立てたということで、実際それが財源についてどういう影響があるのかっていうのも、シミュレーションが必要になってくるんじゃないかなあというふうに思ったところです。

委員長) 今のシミュレーションについてはまた、これは検討していただく必要があろうかと思いますが、私個人はというか、私個人もというか、少なくとも理論上は委員がおっしゃったように、免税点だとか、あるいは課税免除というのは、原則はないっていうのが、少なくとも消費課税というような考え方からするとこれはもう当然の話だというかそういうところから考えざるをえないのではないかなというふうに私は思ってます。また色んな事業者等からのアンケートから見ても、あるいは徴収の便宜等から見ても、少なくとも免税点については、それは設けないほうがいいという方が声が相当多いので、それはそれなりに留意をするというのが大切ななと思ってます。もう 1 つの課税免除については、これは私が先ほど申し上げましたように、入湯税との関係です。しかもその宮津市の入湯税っていうのは、必ずしも他の市の入湯税と同じではないわけですね。15 歳未満は課税しないとか、あるいは修学旅行生については課税しないというのは、これは宮津市が宮津市

の税条例で決めているというそれだけの話なんです。それに合わせるのか、あるいは、この際入湯税の方ももう1回見直すのかっていうのは、そういうような問題も当然あり得るので、仮に、もう入湯税を見直しをするとややこしくなるので、一応それを前提にすると、やっぱり宿泊税の方もあんまりこう違う仕組みにすると、何で違ったということの説明が少なくとも事業者の人が、その宿泊者に対しては、その差を説明できないと思うんですよ。その宿泊客が何ということかというね、ダブルで取るのかと。同じ観光目的でね、ダブルでとる気かみたいなことになってしまうんで、やっぱりそこは、少なくとも確かに理屈では色んなことが言えないこともないけども、普通の人が普通の人に説明をする際の、必要以上の負担を負わせることはしないほうがいいというふうに私は思いますので、ちょっとその辺りは少し、むしろ、入湯税がとってるのと同じような仕組みを、宿泊税のときにもとるというのも1つの方策かなというふうに私は思ってます。もう少し前に申し上げましたように、制度というのは絶対こうしないといけないなんていうのはありえないから、多分そこは色んなものを、やっぱり色んな要素を考慮して最終的にどうだということに、一種、様々なものを考慮して、ある種妥協をし、色んな考えや考慮を折り合わせながらということに結局ならざるをえないので、そこはもう色んな考え方があるというのは、私はそういうふうに思ってますので、私個人の考え方に固執する気は全くありません。それで今一通りお話をお伺いしましたけども、あと追加的に何かご意見、ご質問、ご感想ございますか。少なくとも8月の会議は予定はもうしてるんですね。おそらく、今日の話していくと、8月の時はやはり、今までのどういう事業をしますか、どういう使い道をしますかということ再度整理をしてもらった上で、制度設計どうするのかという、これに絞って話をする。もう今度の8月で基本的な方向を決める。場合によっては両論併記もあり得る。そういうことで、委員会として何が何でも1つに決めるなんてことはもう、そういうような無理はしないほうがいいと私は思ってます。そういう意味で、要するに何度も申し上げますように、委員会での議論を積み上げて、やっぱり色んな人の意見や要望をずっとね、やっぱり取り入れながら丁寧に報告書をまとめていくとかそういうことになればいいかなと思ってます。そういう意味で実質的に今度の制度設計の議論を8月に進めるということで、考えたいというふうに私は思ってますけどもそういう方向でよろしゅうございますでしょうか。一応そういう方向でということで、今日色んなご要望がちょっとたくさん事務局の方に寄せられて大変だと思いますけども、色んなことを考える際の基本的な資料を、少し整備をされるようお願いしたいというふうに思ってます。以上、一通りのお話は今日の予定では終わったと思いますが、あとそれに加えてといいますか、それ以外に何かご発言、ご要望等ございますでしょうか。

委員) 基本的にはもう委員長がご発言いただいた方向性でよろしいかと私も思いましたし、ちょっと前でコメントされたことに少し重複してしまうかもしれませんが、この税の実際の制度設計、今日の論点だったのが、免税点を設けるかどうか、課税免除を設けるかどうかということになりました。あとは入湯税。私の方からはちょっと理論的にまずどうあるべきかっていうことから出発して、徴税コストの問題、要するに、税を集めてくださる方々の負担の問題、あるいは払われる方々の負担の問題、そういうことを実際に色々考慮して、最終的にこれが一番いいんじゃないかと、そういう判断に繋がってくる。今日例に挙がってたのは確か修学旅行生の話だったりもしたと思うんですが、これも1つ考慮すべき。これは市としてどういうふうな政策判断をされるかっていうことにも関わってくると思います。何を申し上げたいかと言いますと、結局、委員長おっしゃられたように、制度がこうでなければならぬと決まってるわけではないので、最後はやっぱり優先順位の問題だと思うんです。今日委員としてご参加いただいている方々のご意見もそうでしたし、

割とアンケートや訪問されてヒアリングされた方々のご意見もそうだったと思うんですけども、できるだけわかりやすく、それから、税を集めるということの負担があまり大きくなならないようにというところがかなり意見として強かったように思いますし、大勢そこにあったように思いましたんで、先ほど優先順位の問題だというふうに申し上げましたけれども、かなり今の観点というのは宮津市さんでこの税を導入するに当たっての優先順位が高いのかなという印象を持ちました。いずれにしても、委員長が整理していただいたような形で、次回議論できたらなというふうに思います。

委員長) 一応今日の議論については、これで終了させていただきます。委員の皆様には本当に熱心に議論をいただきまして、ありがとうございました。また、8月は、この委員会としての報告書としてのやはり基本的な考え方や、あるいは、基本的な骨格を整理をする。そういうようなことで、もし可能であれば実質的な議論としては8月で終わることができればいいと思ってます。もちろん、重要な検討すべき問題がまだ残ってるということであれば、再度、また委員会を開催するということもやぶさかでは全くないということで、とりあえずはそういうような格好でこの8月を迎えればと思っております。それでは進行を事務局の方にお返しします。

事務局) 皆様には大変熱心にご議論をいただきまして本当にありがとうございます。先ほど委員長に取りまとめでもおっしゃっていただきましたとおり、次回第6回目の会議につきましては、8月5日の水曜日午後7時からということで、開催を予定させていただいております。たくさん本日宿題をいただきました。事務局といたしましても、それに向けまして、資料作成の方、鋭意進めていきたいというところで、次の第6回目の会議、意義ある会議になるように努力をして参りたいというふうに思っております。また会議の案内につきましては後日お送りをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。